

受注型企画旅行条件書

お申込みの際には必ず旅行条件書をご確認ください。

この旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- この旅行は、合同会社犬寅ベル 2 3（以下、「当社」という）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行を受注型企画旅行といい、受注型企画旅行契約（以下、「旅行契約」という）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、企画書面、パンフレット、旅行条件書、インターネットホームページ（以下、「ホームページ」という）、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下、「最終旅行日程表」という）及び当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部（以下、「当社約款」という）によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」という）を受けられるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

- 当社にて所定の旅行申込書（以下、「申込書」という）に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便、インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込を受け付ける場合があります。この場合、契約は申し込み時点では成立しておらず、当社が契約成立を承諾した日の翌日から起算して原則として 3 日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
- 同項 2 につき、この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお客様に通知のうえ当該予約はなかったものとして取り扱うことがあります。但し、通信契約第 26 項の場合を除きます。
- 取消料対象期間外に申し込まれた場合で、現時点において満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して以下の取り扱いをします。
 - お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
 - 手配の完了等で当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点（以下、「契約締結可能時点」という）が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日より前にお客様にその旨を通知します。
 - (2) の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引き続き強く希望される場合は、お客様の旅行契約に対する待機可能期限（以下、「契約待機可能期限」という）を確認し、お客様をウェイティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力します。
- 取消料対象期間内にお申込みされた場合で現時点において、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、

当社はその旨を説明して以下の取り扱いをします。

- お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。但し、通信契約第 26 項の場合を除きます。
- 契約待機可能期限を確認した後に、お客様をウェイティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力をします。
- ウェイティングの登録は手配の完了を保証するものではありません。
- 申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。旅行契約成立前にお客様がお申込みを撤回されたときはお預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金の額（おひとり様）
30,000 円未満	6,000 円
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円
60,000 円以上 120,000 円未満	24,000 円
120,000 円以上 150,000 円未満	30,000 円
150,000 円以上	旅行代金の 20%以上旅行代金まで

※上記表の「旅行代金」とは第 9 項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。但し、特定期間及び特定コースではこれと異なる場合があります、その際はその旨詳細に企画書面に表示します。

- 当社は申込手続き完了の場合、旅行契約成立前（後）における申込撤回（契約解除）等の連絡に係る当社の営業日・営業時間・連絡先及び連絡方法を案内します。

3. 団体・グループ契約

- 当社は同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」という）を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については下記の規定を適用します。
- 当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様（以下、「構成者」という）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関わる旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については何らの責任を負うものではありません。
- 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6 当社は契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第 6 項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。

7 同項 6 の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行は当社が当該書面を交付した時に成立したものとします。

4. お申込条件・参加条件

1 お申込み時点で 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。旅行開始日時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2 特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

3 お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明した時は、お申込みをお断りする場合があります。

4 お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合はご参加をお断りする場合があります。

5 お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

6 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。

7 本項 6 のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

8 妊娠中のお客様は、ご自身の責任においてご参加をしていただきます。但し、妊娠 36 週以降（出産予定日の 4 週間以内）の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合、航空会社所定の診断書の提出が必要です。また航空機搭乗が出産予定日の 14 日以内の場合は産科医の同行が必要です。

9 いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況によりお申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担で介助のための同伴者の同行等を条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合には旅行契約の内容の一部を変更させていただくことがあります。

10 お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は受注型企画旅行の円滑な実施を妨げるがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

11 お客様の都合による別行動（主に航空機区間）はできません。但し、別途当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただくことでお受けすることがあります。

12 お客様の都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨、復帰の予定日等の連絡が必要です。その場合、離団した部分の旅行費用の払い戻しはいたしません。

13 その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

5. 企画書面の交付

1 当社は受注型企画旅行契約のお申込みをされようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合がある時を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下、「企画書面」という）を交付します。

2 当社は同項 1 の企画書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下、「企画料金」という）の金額を明示することがあります。

6. お客様との旅行契約成立時点

1 第 2 項 1 及び 2 の場合は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受領した時点で成立します。

2 第 2 項 4 及び 5 の場合は、同 4-(3)、5-(2)の契約待機可能期限内に契約締結可能時点が到来し、かつ、この時点までにお客様から当該申込の撤回の連絡がなく、当社が契約締結可能になった旨をお客様に連絡した時は、この時点で成立します。

3 電話又はご来店による事前のお申込み又は予約が一切なく、インターネット、電子メールその他の通信手段にてお申込み又は予約がなされた場合は、以下の時点で成立します。

(1) 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社が承諾した旨の通知を發した時

(2) 事前に申込金のお支払いがないときは、当社が申込金を受理した後に当社が承諾した旨の通知を發した時

7. 契約書面及び確定書面

1 契約書面とは、「企画書面、パンフレット等」「本旅行条件書」「旅行契約締結年月日を証する書面（但し、通信契約第 26 項の場合を除きます）」をいい、確定書面とは出発前にお渡しする最終旅行日程表のことをいいます。

2 当社は旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡します。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。

3 当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスは第 1 項 1 に示す受注型企画旅行の適用範囲の中で契約書面及び確定書面に記載するところによります。

4 旅行日程、宿泊機関の名称、最低限日本発着に利用する運送機関の名称及びその便名等、旅行サービスの提供を最初に受けるための集合場所及び時刻を設定している場合には当該場所及び時刻、添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法等が契約書面に記載されていない場合には、これらを記載した最終旅行日程表をお渡しします。

5 最終旅行日程表については遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の 7 日前までにお渡しできるよう努力します。）なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して 7 日以降になされた場合は旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6 当社は旅行日程表をお渡しする前であっても当社の手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあった場合は迅速かつ適切

にこれに回答します。

8. 旅行代金のお支払い期日

- 1 旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算して遡って 21 日目にあたる日（以下、「基準日」という）よりも前にお支払いいただきます。
- 2 基準日以降にお申込みされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

9. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは以下 1、2 の合計額から「割引代金」を差し引いた金額（以下、本旅行条件内では単に「旅行代金」という）をいい、「申込金」「取消料」「違約料」及び第 25 項の「変更補償金」のお支払いの際の基準となります。「割引代金」とは第 14 項に記載するものをいいます。

- 1 「旅行代金」として企画書面に表示した金額（その内訳は第 11 項に定めます。）
- 2 「追加代金」として企画書面に表示した金額（その内訳は第 13 項に定めます。）

10. お客様が出発までに実施する事項

- 1 旅行に必要な旅券、査証（ビザ）、再入国許可及び各種証明書（以下、「渡航書類」という）の取得については、お客様ご自身の責任で行っていただきます。
- 2 日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、必要とされる旅券の残存期間及び査証の必要な国名については企画書面、パンフレット等のご注意欄に記載しています。これらは企画書面、パンフレット等作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込み時点の最新情報については当社にご確認ください。日本国外の旅券をお持ちのお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館及び入国管理事務所にお問い合わせください。
- 3 当社の旅行業約款（渡航手続代行契約の部）の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社は以下の業務を行うことがあります。その場合、当社は当該約款に定める渡航一類の取得の代行手続き等に対する旅行業務取扱料金をいただきます。
 - (1) 渡航書類の取得に関する手続き
 - (2) 出入国手続き書類の作成
 - (3) その他前(1)(2)に関連する業務
- 4 当社は同項 3-(1)~(3)の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき事由によらずお客様が渡航書類の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても当社はその責任を負うものではありません。

11. 旅行代金に含まれるもの

- 1 企画書面に旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
 - (1) 航空運賃・料金、船舶、鉄道等の利用運送機関の運賃料金
 - (2) 送迎バス等の代金（空港、駅、埠頭と宿泊ホテル間）、都市間の移動バス等の代金
 - (3) 観光・視察の代金（バス等の代金、ガイド・通訳・入場代金等）
 - (4) ホテル等に係る宿泊代金、税金、サービス料金（2 人部屋を 2 人で使用することを基準とします。）
 - (5) 食事に係る代金（機内食は除外）、税金、サービス料

(6) 1 人につきスーツケース等 1 個の受託手荷物運送代金（1 人 20 kg 以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社は運送機関に運送委託手続を代行するものです。

(7) 添乗員同行コースの添乗員同行代金

(8) その他企画書面の中で含まれる旨表示したもの

- 2 上記のものはお客様の都合により利用しなくても払戻しの対象外となります。

12. 旅行代金に含まれないもの

第 11 項の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 1 渡航手続諸経費（旅券・査証の取得料金、予防接種料金及び渡航手続代行料金）
- 2 日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等
- 3 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
- 4 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
- 5 クリーニング、電話に係る料金、ホテルのボーイ、メイド等へのチップ、その他追加飲食等の個人的諸費用
- 6 傷害、疾病に関する医療費等
- 7 日本国外の空港税、出国税及びこれに類する諸税（企画書面によっては「表示代金」に含まれることもあり、その場合には企画書面に表示します。）
- 8 「オプションルツアー」等と呼称し、現地にて現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行
- 9 運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の以上な変動に対応するため、一定期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。）
- 10 その他企画書面の中で「〇〇料金」と称するもの

13. 追加代金

第 9 項 2 でいう「追加代金」とは以下をいい、その一部を以下に例示します。

- 1 お客様の希望により 1 人（2 人）部屋を 1 人で使用することを保証するための追加代金
- 2 1 人又は奇数人数で参加される際に、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨を企画書面に表示した時の 1 人部屋又は 2 人部屋を 1 人で使用した際に係る「1 人部屋追加代金」
- 3 スタンダードクラスルームからスイートルームへの変更のようなお部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」
- 4 「延泊プラン」による延泊代金
- 5 「C、F クラス追加代金」と称する航空機使用座席の等級変更に要する差額運賃
- 6 その他企画書面の中で「〇〇追加代金」と称するもの

14. 割引代金

第 9 項でいう「割引代金」とは以下をいい、その一部を以下に例示します。

- 1 1 つの部屋に 3 人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりのお部屋割引代金
- 2 その他の企画書面の中で「〇〇割引代金」と称するもの

15. 旅行契約内容の変更

- 1 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運

送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、旅行契約の内容（以下、「契約内容」という）を変更することがあります。

2 同項1の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないこと及び契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。但し、緊急の場合において止むを得ない場合は変更後に説明します。

16. 旅行代金の額の変更

1 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

2 同項1により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して遡って15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。

3 当社は同項1により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は第15項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減額又は増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わねばならない費用を含みます。

5 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

17. お客様の交代・氏名の訂正

お客様は当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交代に要する手数料として10,000円（税抜）をお支払いいただきます。（既に航空券を発行している場合、航空券の再発券に際し航空運賃に差額が生じるときはそれらをお客様の負担とします。また、旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関わる一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により交代をお断りする場合があります。

18. 旅行契約の解除・払戻し

1 旅行開始前

(1) 旅行開始前のお客様の解除権

a お客様は第6項により旅行契約が成立した後に以下の区分により定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。但し、当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、「運送・宿泊機関取消料等」という）の金額を第5項の企画書面において証憑書類を添付して明示した時はお客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、以

下【表1】【表2】に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊料金等に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。

【表1】国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(1)次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算して遡って20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算して遡って7日目にあたる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2)貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定のため改めて契約書面に表示する

【表2】海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(1)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く）	
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算して遡って30日目にあたる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2)貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算して遡って90日目にあたる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算して遡って30日目にあたる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く）	旅行代金の59%
ニ 旅行開始日の前日から起算して遡って20日目にあたる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く）	旅行代金の80%
ホ 旅行開始日の前日から起算して遡って3日目にあたる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(3)本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定のため改めて契約書面に表示する

（注1）上記表内の「旅行代金」とは第9項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間及び特定の企画旅行では、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合がありますその旨当該コースの

企画書面に表示します。

(注2) 上記表内の「旅行開始後」とは本条件書第23項「特別補償」に記載する約款の別紙「特別補償規程」の第2条第3項の定めによります。

b 旅行契約成立後に旅行内容又は出発日を変更された場合も、上記取消料の対象となります。

c 各種ローン取扱手続上及びその他の渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記取消料の対象となります。

d 以下に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(i) 旅行契約内容が変更されたとき。(但し、その変更が第25項【表3】左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

(ii) 第16項1に基づき旅行代金が増額されたとき。

(iii) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(iv) 当社がお客様に対し第7項5の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。

(v) 当社の責に帰すべき事由により、旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

e 当社は同項a、b、cにより旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引き残りを払い戻します。

f 旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出された場合、当社は原則として旅行催行を中止いたします。但し、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

(2) 旅行開始日前の当社の解除権

a お客様から第8項1又は2の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社はその翌日に旅行契約を解除します。この場合は同項1-(1)aの【表1】【表2】に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

b 下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

(i) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

(ii) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき

(iii) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(iv) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量当の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

(v) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい

とき

(vi) (v)の「官公署の命令」の一例として旅行日程に含まれる地域について外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出されたとき。但し、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

c 当社は同項1-(2)bにより旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(又は申込金)を全額払い戻します。

2 旅行開始後

(1) 旅行開始後のお客様の解除・払戻し

a お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払い戻しはいたしません。

b お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、又は当社がその旨を告げた時は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスに係る部分の契約を解除することができます。

c 同項2-(1)bの場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払い戻します。但し、その事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

(2) 旅行開始後の当社の解除・払戻し

a 以下に該当する場合は、当社はお客様に事由を説明して旅行契約を解除することがあります。

(i) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

(ii) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、又はこれらの者もしくは同行するほかの旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(iii) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(iv) 同項2-(2)a(iii)の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能となったとき。

b 解除の効果及び払戻し

同項2-(2)aにより旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

c 旅行代金の払戻し

当社は第16項及び第18項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日

から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

d 同項 2-(2)a(i)、(iii)により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

19. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し以下の業務を行います。

1 お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

2 前 1 の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。

3 前 2 の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21. 添乗員

1 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

2 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地において当社が手配を代行させる者（以下、「手配代行者」という）により行わせ、その者の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

3 添乗員の業務を原則として 8 時から 20 時までとします。

22. 当社の責任

1 当社は旅行契約の履行にあって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は本項 1 の責任を負いません。

(1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(3) 官公署の命令、外国の出入国記載、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

(4) 自由行動中の事故

(5) 食中毒

(6) 盗難

(7) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

3 手荷物について生じた本項 1 の損害については、本項 1 の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して、21 日以内に当社に対し

て通知があった場合に限り、お客様 1 人につき、15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

23. 特別補償

1 当社は前項（当社の責任）が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第 18 条 2 項に定める品目については補償いたしません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等には一切適用されません。

2 お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1 の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

3 本項 1 にかかわらず、当社の手配による企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該企画旅行参加中とはいいたしません。

4 当社が、本項 1 に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

24. お客様の責任

1 お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けず。

2 お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者等に申出なければなりません。

25. 旅程保証

1 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の(1)(2)を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいたします。但し、当該変更事項について当社に第 22 項が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社に変更補償金を支払いません。（但し、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）

- a 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
- b 戦乱
- c 暴動
- d 官公署の命令
- e 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

(2) 第 18 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。

2 本項 1 の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 19 項で定める「お支払い対象旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。また 1 件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるとき、当社は変更補償金を支払いません。

3 当社は、本項 1 の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 22 項が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

4 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただきます。

【表 3】変更補償金

	当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5	契約書面に記載した日本国内の旅行地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6	契約書面に記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観又はその他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

	ル・コンドミニアム等)又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観又はその他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

(注 1) 「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始前の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注 2) 最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

(注 3) 1 については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ 1 件として算出します。

(注 4) 2 については「入場する観光地」「観光施設」それぞれ 1 件として算出します。

(注 5) 3 については利用日数にかかわらず、1 フライト・1 乗車・1 乗船ごとに 1 件として算出します。

(注 6) 4 については 1 フライト・1 乗車・1 乗船ごとに 1 件としますが、「種類」「会社名」の同時変更が発生しても合わせて 1 件として算出します。また 1 例として A 航空 (Y クラス) から B 航空 (C クラス) のように等級がより高いものへの変更を伴うときは、補償対象外とします。

(注 7) 7 の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて 1 泊ごとに 1 件として算出します。

(注 8) 8 の中で複数の同時変更が発生しても合わせて 1 件として算出します。また 1 例として 1 人部屋から 2 人部屋への変更、スタンダードルームからスイートルームへの変更のように変更の対象ごとに好条件の部屋への変更の時は補償対象外とします。

(注 9) 8 の中で「客室の種類」とはスタンダード、デラックス、スイート、1 人部屋、ツイン、ダブル等の 2 人部屋、2 人部屋等のことをいいます。

(注 10) 8 の中で「客室の設備」とは、バス・シャワー及びトイレの設備の有無のことをいい、「その他の客室の条件」とは階数指定、又は禁煙部屋指定等をいいます。

(注 11) 8 の中で下記の場合には、現地の慣習により変更発生とはみなしません。

①カップル(ご夫婦・ハネムーン・12歳未満の男女の組み合わせ・12歳未満のこどもと大人の組み合わせ等)

②同性同士(12歳未満のこども同士又は大人と12歳未満のこどもの組み合わせ等)

26. 「通信約款」による旅行契約を締結するときの旅行条件

1 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下、「提携会社」という)のカード会員(以下、「会員」という)より、所定の伝票へ

の会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下、「通信契約」という）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。

2 通信契約における「カード利用日」とは会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除のお申し出があった日」となります。

3 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾した時に成立するものとします。郵便、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。但し、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4 申し込みに際し、「カード名」「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

5 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。但し、第 18 項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。

6 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除し、第 18 項の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

27. オプションツアー又は情報提供

1 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行（以下、「オプションツアー」という）のうち、当社が旅行企画・実施するものの第 23 項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。

2 オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨を企画書等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

a お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります(一部日本にてお申込み、お支払のできるものもあります)。

b 契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

c 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。

d 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。

e 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

3 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第 23 項

で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

4 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第 23 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

28. 個人情報の取り扱い

1 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社及び提携する企業の商品やサービスのご案内、旅行参加後のご意見や各種アンケートのお願い、特典サービスの提供等、をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2 当社はお申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を予め電子的方法等で送付することによって提供します。

3 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を予め電子的方法等で送付することによって提供します。

4 お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

5 当社は電話応答の品質向上とお問い合わせ内容確認のため、通話を録音する場合があります。

29. 旅行保険（任意）加入のお勧め

ご旅行中、病気やケガをした場合、多額の治療費、移送費などがかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

30. その他

1 お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

2 お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。また、当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。加えて、当社では、商品の交換や返品のお手伝いは致しかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認および領収書の受け取りなどを必ず行ってください。なお、ワシントン条約または国内諸法令により日本へお持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延等による乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますがその場合当社では責任を負いません。

- 3 ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- 4 土曜・日曜、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- 5 本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他やむを得ない事由により万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 6 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 7 こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお客様に適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に満2歳未満で航空座席を使用しないお客様に適用し別途ご案内します。また、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。なお、大人1人が同伴できる幼児代金適用者は1人に限られます。幼児が航空機の座席を使用する場合は、こども代金が適用になります。
- 8 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。利用航空会社の変更等によりお客様が当初受けられる予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第23項(2)に従い責任を負いません。
- 9 米国のESTA（電子渡航認証システム）について
- (1) お客様が参加される旅行によっては、遅くとも72時間前までに、米国のESTA（電子渡航認証システム）に従い認証を受ける必要があります。ESTAの認証は、お客様ご自身で、<https://esta.cbp.dhs.gov/>のホームページから申請して下さい。なお、認証を拒否された方は、米国大使館等から査証（ビザ）を取得する必要があります。
- (2) ESTAの認証手続は、当社がお客様と渡航手続代行契約を締結し、渡航手続代金をいただいで代行することができます。ご希望のお客様は、当社にお申し出下さい。
- 10 当社ではお客様のご都合による取消の場合及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料はおお客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のおお客様の口座へ振り込みとさせていただきます。
- 11 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。
- 12 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- 13 渡航先（国または地域）により、外務省海外安全情報（危険情報）が発出されている場合があります。また、海外危険情報の発出のいかんに関らず、渡航先（国または地域）の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等で、ご自身でご確認いただきますようお願いいたします。旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に「危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当

社は旅行の催行を中止、またはコースを変更する場合があります。

31. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年4月9日を基準としています。また、旅行代金算出の基準日は、契約書面等に記載しています。

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご覧ください。

バス車内は禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

旅行企画・実施

登録番号 東京都知事登録旅行業第2-7961

合同会社犬寅ベル23

墨田区京島一丁目8番8号

050-5359-6381

総合旅行業務取扱管理者 鈴木 祥子